

# 岐阜笠松ボーイズ保護者会規約

## 第1条 『名 称』

本会は、「岐阜笠松ボーイズ保護者会」と称する。(以下「保護者会」という)

## 第2条 『目 的』

保護者会は、岐阜笠松ボーイズの活動を支援するとともに、保護者の相互の理解を深め、岐阜笠松ボーイズの発展のための援助を目的とする。

## 第3条 『会 員』

会員は岐阜笠松ボーイズの選手の保護者とする。

## 第4条 『活 動』

保護者会は第2条の目的達成のために次の活動を行う。

- ・遠征時における選手の送迎と用具の搬送および応援
- ・大会、練習試合の審判、接待及びアナウンス等の協力
- ・各種会合の開催
- ・その他目的達成のための諸事業

## 第5条 『総 会』

保護者会は、年一回総会を開く。必要に応じて臨時総会を開く。

## 第6条 『役 員』

本会には次の役員を置く。

- |       |    |      |     |
|-------|----|------|-----|
| ・会 長  | 1名 | ・副会長 | 若干名 |
| ・会 計  | 1名 | ・監 査 | 2名  |
| ・婦人部長 | 1名 | ・書 記 | 1名  |

また、以下は保護者会役員ではないが、保護者会員より選出する。

- |        |     |       |     |
|--------|-----|-------|-----|
| ・副代表   | 若干名 | ・審判部長 | 1名  |
| ・事務局長  | 1名  | ・事務局員 | 若干名 |
| ・チーム会計 | 1名  |       |     |

## 第7条 『役員の任務』

役員の任務は次のとおりとする。

- ・ 会長は、会務を統括し、大会、練習試合の日程等を速やかに会員に連絡する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合これを代行する。
- ・ 会計は、会費等の収支管理を行う。
- ・ 監査は、本会の会計処理を監査する。
- ・ 婦人部長は、母親の役割を把握し、各役割を円滑に行えるように連絡、統括を行う。
- ・ 書記は、必要な書類の作成、準備を行う。婦人部長の補佐を行う。
- ・ 副代表は、代表不在の場合これを代行する。
- ・ 審判部長は、公式試合、練習試合の際の審判の把握と割当てを行う。
- ・ 事務局長は、代表より指示を受けたチームにかかわる事務的業務を行う事と保護者会との連携につとめる
- ・ 事務局員は、チームにかかわる事務的業務を行う
- ・ チーム会計は、月謝等の収支管理を行う。

## 第8条 『役員の任期』

役員の任期は1年とする。(9月～翌年8月末日まで)

## 第9条 『会 費』

- ・ 会費は、1選手月額1,000円とし、年2回(9月/3月)半年分を徴収する。  
ただし、新1年生については、入部月から当年8月分を入部時に徴収する。
- ・ 年途中での入会の場合は、月割(1カ月未満の日数は1カ月とする。)で徴収する。
- ・ 年の途中で退部しても返金しない。
- ・ 3年生については、当年9月以降の会費は徴収しない。

## 第10条 『負担金』

特別に負担する必要がある事柄、物品などに関しては、保護者会役員が協議し、認めた場合にはこれを会員に求めることができる。

#### 第 11 条 『遠征費』（公式戦時を除く）

- ・ 岐阜笠松ボーイズの遠征場所への移動は、各家庭の車輛にて米野グラウンド集合、遠征先、米野グラウンド解散を基本とする。よって、交通費は各家庭負担とする。  
但し、台数制限等がある場合は、役員が認める選手送迎車及び用具搬送車に限り、交通費の総額を選手人数で均等に負担する。
- ・ バス等で移動する場合、交通費の総額を選手人数で均等に負担する。
- ・ 宿泊費は、スタッフ（代表、指導者、当番会員）分と選手分の総額を選手人数で均等に負担する。又、食事代については、各自負担とするが、スタッフ分は総額を選手人数で均等に負担する。
- ・ チーム運営上、役員が認める以下の場合、交通費を保護者会費より支給する。
  - チームと別行動になる大会役員等の会員
  - 講習会等に参加する会員

#### 第 12 条 『会計年度』

会計年度は毎年 8 月から翌年 7 月末までとし、定期総会において会計が会計報告を行う。

#### 第 13 条 『慶弔規定』

会員及び岐阜笠松ボーイズスタッフ及び部員に慶事または弔事が生じた場合は、役員が協議の上、決定する。

#### 第 14 条 『個人情報の保護』

本会が保有する個人情報については、第 2 条の目的以外には使用しないものとする。

#### 第 15 条 『禁止事項』

保護者会の禁止事項は次のとおりとする。

- ・ 保護者会の取り決め事項に従わない行動。
- ・ 指導者に対し選手起用、指導方針、指導方法に対し、意見や批判。
- ・ チーム活動中に指導者および選手へ直接の声掛け。
- ・ 相手チームや審判への汚い野次。
- ・ サングラス、短パン、スカート、サンダル等での試合観戦。

- ・指導者および役員に対し、個人的な接待、物品提供。

## 第16条 『改 廃』

本会の規約を改廃するには、会員の3分2以上の承認を得るものとする。

付則：本会は2018年12月1日より発足・本規約同時施行

2020年4月18日改訂

2020年8月23日改訂

2021年2月1日改訂

2022年11月1日改訂